

# インクルーシブの窓



令和6年1月 富山県教育委員会県立学校課特別支援教育班

福祉サービス「保育所等訪問支援」を紹介します！



**Q1 勤務している小学校の児童が「保育所等訪問支援」を受けています。事業の概要を教えてください。**

- ⇒ A 保育所等訪問支援は児童福祉法に基づくサービスで、発達が気になる子どもや障害のある子どもへの支援を目的としています。事業名が「保育所等一」なので誤解を受けやすいのかもしれませんが、日中に子どもたちが多くの時間を過ごす「保育所」「幼稚園」「認定こども園」「小学校」「特別支援学校」等に、療育や障害等に関する深い知見を有し、いろいろなケースで臨機応変に対応できる専門性を身に付けたスタッフが訪問し、集団生活への適応をサポートしています。

**Q2 どのような支援が行われるのでしょうか？**

- ⇒ A 保護者との利用契約を結んでいる事業所が、まず、保護者のニーズを確認します。その上で、訪問先との打ち合わせを行い、子どもの様子や担任の先生の見聞等を聞き、訪問支援の必要性について検討します。  
訪問支援が始まると、およそ3か月後を目安に見直し（モニタリング）が行われますが、その間、標準的には2週間に1回の訪問支援が行われているケースが多いようです。  
支援の方法には、以下のような二通りがあります。

<直接支援>

保育や授業の様子を行動観察し、保育や授業の中に入って、直接に個別指導を行う。

<間接支援>

直接支援を行った上で、先生方とのカンファレンスを行い、子どもの今後の支援の在り方について話し合いを行う。

**Q3 子どもや学校等にはどのようなメリットがあるのでしょうか？**

- ⇒ A 保護者、福祉機関、学校との連携による専門的な支援が行われます。その結果、「子どもが円滑に学校生活を送れるようになった。」「これまでより意欲的に学習に向き合うようになった。」などの報告があるようです。  
先生方にとっては、子どもの発達支援の方法に関する新たな気づきを得ることができ、支援力のアップにつながることを期待されます。

**教育と福祉の連携については、学校と障害児通所支援事業所等との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されています。支援が必要な子供やその保護者が、地域で切れ目ない支援が受けられる支援体制を整えていきましょう。**

<引用・参考>

「保育所等訪問支援についてのご案内」（富山市恵光学園リーフレット）

「教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」（文部科学省・厚生労働省、平成30年5月）